

第4回 稲沢市水道料金等審議会 議事録

日時 令和8年7月23日（木）

午前 9時30分～11時05分

場所 稲沢市上下水道庁舎2階会議室

出席委員 後藤 尚久、平山 修久、小池 玉置、小澤 康彦、高木 央、春日 義幸、
大崎 多恵子、澄川 隆昭、横井 彰夫 （順不同）

欠席委員 なし

事務局 上下水道部長 吉田幸宏
水道業務課
次長兼課長 伊藤直美
主幹 原健夫、椎谷拓也
主任 鷲尾沙奈
水道工務課
課長 加藤高敬
下水道課
課長 松浦徹
主幹 長崎義貴、堀田直之
主査 杉本健太
主任 高瀬博

傍聴人 6名

1 開会

2 協議事項

（1）第3回審議会における補足について（水道事業）

・別添資料Ⅰにて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

ありがとうございます。

ただいま上水道につきまして、第3回審議会でのご意見、もしくはこういうことを調べておいてほしいと意見があったことについて、明示していただきました。何かご意見等、ございますか。

案がたくさんありますが、１ページで、基本料金と従量料金の割合を 42.3%と 57.7%にするという目標を掲げていますが、３ページ、４ページ、７ページ、８ページの４つの案が、基本的に数字としては、試算上（目標を）満たすことができるということになります。５ページと６ページの案については、それに近い形（目標を少し上回る）になります。

これについて何かご意見ございますか。

（意見なし）

４ページの案と７ページの案は似たような二段階に分けて改定するという案になります。

６ページも二段階に分けて改定しますが、（二段階目の改定率が高く設定されています。）４ページについては、令和１４年にもう１回改定する案で、７ページについては、令和１２年度に改定するという違いがございます。７ページの方は早めに改定することになりますので、その分だけ内部留保の資金が貯まります。右下の内部留保資金の推移を見ていただくと、４ページと比べると７ページの方が２億円分ぐらい多くお金を貯めることができる形になっています。

この後答申案も確認していただくということは、基本的に今ここで（どの案にするか）決めてくださいということですね。

〈事務局〉

そうですね。今回の資料は、前回の審議会でご提案いただいた参考案として、後ろ二つを、こうだったらというような条件のまま提示させていただいておりますが、基本的には（前回から提示している）前半の部分（が妥当だと考えています）。

〈委員〉

４の１案（４ページ）でしたか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

前回の会議でも、４ページの４の１案が妥当ではないかというご意見が多かったようにお見受けしましたが、４の１案ですと、このまま予想通りにいけば、令和１４年度から１８年度には基本料金と従量料金の割合も、目標通りに達成することができ、７ページに比べると激変緩和がされるということになるかと思います。

内部留保は１２億円を貯めたいのでしたか。

〈事務局〉

そうですね。１２億円は災害の対応のため切りたくないと考えています。

〈委員〉

そうすると４ページの案４の１ですと、それ（内部留保資金１２億円）も令和１８年度までに達成することができます。その後はまた減ることになると思うので、また令和１８年度以降には改定が必要になるかもしれませんが、今回の改定をしておけば、経営戦略の目標を達成することができます。

水道事業の大本の、経営戦略の目標を達成することができるというのが４の１案ということになります。この４の１案につきまして、何かご意見ありますでしょうか。もしないようでしたら、この審議会では４の１案ということで答申案を作成していただくことになります。よろしいですか。

（意見なし）

それでは４の１案でということ。上水道事業につきましては４の１案で決定したということにしたいと思います。

ありがとうございました。

（２）下水道事業の料金体系の考え方について③

・別添資料２にて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

資料３ページの従量料金を一律１５０円というのは、基本料金を０円にして、従量料金を１５０円にするということですか。

〈事務局〉

はい、基本料金を０円にして、従量料金を１５０円/㎡に設定させていただくと、目標の使用料単価１５０円/㎡が達成できるという表になっております。

〈委員〉

使用料単価１５０円/㎡だと、基準外繰入がなくなるということですね。下水道事業の方は目標が基準外繰入を０円にするというのが目標で、目標に向かってどういう料金体系がいかということですね。

〈委員〉

前回の第３回の会議では、資料５ページの案がよいのではないかというお話だったと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

よろしいですか、基本的には、資料５ページの案で、表の一番下の大口事業者に当てはまる従量料金については、２年間、激変緩和措置を取る。これでかなり負担の公平性は保たれるということで理解してよろしいですか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

それでは、下水道料金につきましては、前回の第３回の会議からの続きですが、資料５ページの案ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 答申書（案）について

・別添資料3にて事務局より説明（4ページまで）。

●質疑応答について

〈委員〉

ただいま4ページまで、上水道につきまして、答申案という形でお読みいただきましたが、何かお気づきの点とか、ここはこうした方がいいのではないかなというようなことがございましたら。

〈委員〉

まず、答申の1ページ目、「基幹管路などの管路耐震化は平成28年度から取り組んでおり」ですけど、年度は必要ですか？

わざわざ「平成28年度から取り組んで」でなくて、「管路の耐震化、施設の耐震化に取り組んでいて、高い水準は現状では維持しているものの、今後は～」ということなので、こう書くと平成27年以前は何していたの？と取られかねないので。やってないわけではないと思いますので、ということが1点目です。

ただ、このページ（1ページ）で下水道のことも踏まえてですけど、水道で「健全な財政基盤を早期に確立する必要がある」で終わっていて、下水道の方は、「事業運営に支障をきたす事態に～公平性」と、「よって～改定することが妥当である」というところで、健全な財政基盤や排水の市民の公平性等を、あるいは事業の運営に支障をきたさないようにするためには、市民にしっかり支えていただけるような適正な料金の改正、検討が必要である。よってこの通り改定することが妥当であると判断したという、市民に適正な負担をしていただくことが必要であるというような段落や一文がもう一段階ないと、繋がってないような気はしました。

水道だと「健全な財政基盤を早期に確立」で、イコール「料金をこの通り改定する」は、少し飛んでいるような気はするので、一段一文、少し考える方がいいのではないかなと思います。

もう一点、いいですか。

〈委員〉

どうぞ。

〈委員〉

3点目は、2ページの時期ですけど、ここで10月1日と限定していいのだろうか、疑問に思いました。

どういう表現がいいのか。できる限り早い時期とか、令和9年10月1日以降のできるだけ早い時期にとか。10月1日をここで決めて、答申は少し変だなという気がしたので、これ以降のできるだけ早い時期、のような表現にした方がいいのではないかなというのが3点目です。

4点目は、4ページのこの通り改定案（水道料金表）をとということなので、現行は必要でしょうか？なくてもいいのではないかなという気はしました。この通りの改定で、答申しますということなので、料金改定後の表だけでもいいのではないかと少し思いました。

というのが4点あります。すみません。長くなりました。

〈委員〉

いえいえ、ありがとうございます。そうすると、皆さんも文章を考えているかもしれないですが。

まずは、健全な財政基盤を早期に確立する必要があるというのをというのはわかると。

ただ、もう少し市民にどうやって協力していただくか、市民に支えていただくというような文章をきちんと入れて。

〈委員〉

そうですね。「よって」の前に。

〈委員〉

よってというのは一番下（1ページの下から3行目）の「よって」。

〈委員〉

期間か、いつからかというのは。そうですね。確かに審議会で10月1日と決められるのは少し変だなと。

〈事務局〉

今回の答申書の案を作るにあたって、当然、いろんな自治体を参考にさせていただいて、やはりバラバラでした。何日と言っているところもありましたし、全く時期を載せてないところもございました。

我々としてはこれぐらいの時期ということを外部に示していくという意味でも、ある程度の時期は入れたいなというところがございます。確かに1日というところまで限定する必要はないかなと思いますので、先ほどご提案いただいたような形で10月頃、もしくは10月1日以降の早い時期というような書きぶりに変更をさせていただこうかなと思います。1日以降の早い時期という書きぶりです。よろしいでしょうか。

〈委員〉

よくあるのはできる限り早い時期。

〈事務局〉

10月は入れてという。

〈委員〉

もちろん。

〈事務局〉

また直させていただきます。考えさせていただきます。

〈委員〉

他何かございますか？

僕が気になったのは、一文が長いものが多いということです。

すみません、学生の添削をしていると、最終的に何が言いたいかわからないようなことがあって、そういうところをチェックする癖がついているのです。

３ページ目の従量料金の第３段「今後の使用～」この６行が一文なのは少し長いので、例えばですが、３行目の「増加する見込みである」のところで１回切って、の方が（いいと思います）。そのまま「今回の料金改定では」で、接続詞は入っても入らなくてもいいと思うのですけど。というようなことが気になりました。

あと、１ページ目の４段落目ですね。４段落目の「また」から始まる文章で、２行目にも「賄えておらず」があって、その次の行にも「賄うことで」とあるので、２つ目の「賄うことで」をとってしまって、繰入金によって運営を維持しておりで十分だと思います。行政文書なのでガチガチに書かれていると思うのですけど。

何か皆様ございますか？

〈委員〉

この審議会に稲沢市長から諮問された諮問項目や事項というのは、これだけ細かい部分に至っているのか、その辺を少し確認したいです。

一般的に諮問に対して答申は、諮問された項目に対しての答申ということですが、一文が長いのもそうですが、答申の中身があまりにも長文化されるから。事務的にはこれ（諮問）を受けての（答申）、ということで、（項目に対し、回答した方が）対外的には説明しやすいような気がするのですが、どうでしょうか。

〈事務局〉

そうですね。諮問の形としても、本当に A4 １枚に細かく項目立てしたものではなくて、今言った水道料金の適正化についてとかの題目の以外の主旨として、我々の今抱えている問題、それからそれに対して対応していくためには、適正な料金体系が必要ですよという大項目だけになっていますので、それに対応するものとして、ここまで長いものが必要かということかとは思っているのですけれども。

どういった考え方で我々が水道料金の改定を示してきたかというのに、これぐらいはあってもいいかなとは考えています。

〈委員〉

当然、他市などの答申を参考にされたと思いますが、やはり、この程度の（長さの）ことが書かれていますか。

〈事務局〉

作りはいろいろあって、まずは A4 １枚に時期、改定案とザクッと押さえて、あと後ろに細かくどうしてかという説明をつけていらっしゃる所もあれば、このような形で文章の中に全体を織り込んだ形もございますね。どちらが多いという感じはなく、バラバラという感じの印象を持ちました。

我々も一つの案として、最初に時期、改定率、改定表だけで １ ページを用意しようかと

いう形も考えましたが、どちらがいいだろうと悩みながら、こういう形になりました。

〈委員〉

そうですね。確かに、例えば基本料金はこういうものとか、従量料金はこういうものというところも必要かどうか、基本料金を改定するという話にその説明が必要であれば（あってもいいですけど）。32%（という記載）も、現行の基本料金では固定費が賄えていないのでというぐらいでも（文量を）落としたらいい。

これは、市役所側の行政文書なので、市議会に出したりするときに、別途説明は必要なのでしょうが、簡単でもいいかもしれませんが。その辺は役所のやり方によります。

〈事務局〉

頭 1 枚にまとめると何が変わったのかが一目瞭然でわかりやすいという部分が恐らくあると思います。

ただ、結局その根拠として、やはりどうしても後ろの説明は非常に必要となってくると思いますので、見せ方の問題かなと思います。

〈委員〉

答申書というのは、委員が出したことになるのですよね。

この一つ一つの、精神や思考までを私たちが出せているのかというと、そういうことは全然ないなと思います。これを全部 1 冊読むと、私たちが審議してきたことの、多分物語を全部読めると思うのですが、これだけの答申を私どもが練り上げた訳ではないけどなどというのが。

〈委員〉

いえいえ、それが会議ですから。

〈委員〉

はい。

〈委員〉

皆さんで議論していただいて、というものをまとめていただいている。

〈委員〉

審議会、他で私、委員やっているのですが、そちらだとこれをやってくださいという文書がポンと来て、それに対してお返ししますみたいな形になるので、意外と一対一のレベル感があるのですよね。これはそういう点でいうと、何か本当に 1 冊の物語を書いたなという感じがする気がします。

〈委員〉

そうですね、料金改定については多分こういうのが多いと思います。ちゃんとした理由を説明しないといけないので。何か新しいことをやりますというような時には、すごくいいことだからやりましょうとかになります。言ってみれば市民からすると少し見た目はマイナスのことです。市民生活を守っていくために料金改定するのですが、どうしても、説明が長くなるということはある。

〈委員〉

そういう点ではこのボリュームはさほど違和感はないものだと。

〈事務局〉

これまでも第4回までお示しさせていただいた内容が凝縮されていますが、書き方は他市でもいろいろあります。ただ内容的には我々も考えた上で、もっと長いところもありますし、逆に別紙にすると長くなるパターンもあります。なので、もう少し精査する必要があるかもしれないですが、そこはある程度内容を検討し、最低限に収まるような枚数で考えた結果がこれになります。

〈委員〉

ありがとうございます。

〈委員〉

それでは、いくつかご指摘をいただいた点につきまして、改訂案をまたお願いします。

〈事務局〉

ご指摘いただいたことを確認させていただきます。

1 ページ目の最初の平成28年度の必要性ということですね。こちらの方で修正をさせていただきます。

それから財政基盤を早期にということと、市民の負担をというところを、「よって」というところに。もう少しつなげ方がわかりやすく、適正な文書になるように、考えさせていただいて、また改訂案をお示ししたいと思います。

それから、2 ページ目の時期の表現のところですね。

それから全体的な問題で、一文一文の長さも少し短めに。

今、最後におっしゃっていただいた全体の書きぶりはこれでよろしいでしょうか。最初の頭はこのような形で載せて、あとで説明のようなことですが、このままで説明させていただくか。

〈委員〉

このままで。

現行（料金表）は（載せますか）。

〈事務局〉

そうですね。ごめんなさい。現行（料金表）はどういたしましょうか。ざっくり見ている限りだと入っている自治体は多いような印象はありますが、あるといい点が何かと言われると、比較ができるかどうかぐらいという気がします。

私ももう一度他の自治体を調べさせていただきます。

〈委員〉

私は会長にお任せで。答申書を市長に渡すのが会長なので。

そういう意味からすると、答申書ではないですけど、比較という意味からすると、今日の資料でもありましたけど、例えば一人世帯だったらどう変わるのかとか、本来はその比較の

方が本当は一番わかりやすいです。

で、私が思ったのは、こう改定した方がいいですよというところに表が二つあると、現行とは書いていても、どっちと言われかねないような気もするかなという気はします。

〈事務局〉

そうですね、一目でわかるというのがちょっと弱くなるのかなと。

〈委員〉

なので、そこははい、ちょっと（ご検討を）。

〈事務局〉

はい、わかりました。

〈委員〉

はい、わかりました。

〈委員〉

じゃあ他の委員の皆さんも、その辺りは会長と事務局にお任せでというのでしたら、そうして頂ければと思います。

〈委員〉

わかりました。はい。

〈委員〉

今日は現行（料金表を）載せるかどうか。

〈委員〉

また、ちょっと考えます。先生、他のいろんなところは載せていますか。

〈委員〉

載せていたり載せていなかったり。

〈事務局〉

我々もまた確認もさせていただきながら、最終調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈委員〉

はい。それでは水道につきまして、以上とさせていただきます。

(3) 答申書（案）について

・別添資料3にて事務局より説明（5 ページから 9 ページまで）。

●質疑応答について

〈委員〉

はい、ありがとうございます。何かご意見ございますか。

〈委員〉

質問します。最後のページ（9 ページ）の一番下の段落の「令和 14 年度の改定について

は、現時点ではあくまで参考の目安で、これを確約するものではない」ということですが、そうすると、4.7%上げるという時はもう1回審議会をするという意味でしょうか。

〈事務局〉

はい、今の予定としては、次もし（料金を）上げる時はこのままであれば審議会は開く予定にしています。

〈委員〉

答申では令和14年で出すけど、二段階目の時はもう一度審議회를立ち上げるという理解でよろしいでしょうか。

〈事務局〉

そうですね。その時にはまた審議をして妥当性の判断をするということです。

〈委員〉

上げなくても良い場合も審議会するのですか。

〈事務局〉

上げなくても良い場合はしない可能性もあります。開く必要はないかなと思っております。

〈委員〉

経営戦略の方（の策定）は何年度まででしたか。

〈事務局〉

今は令和16年度までです。

〈委員〉

では14年度以降にあるかもしれないということですね。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

必要になった時にということですね。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

はい、わかりました。

下水道事業の答申書（案）は、とてもあっさりしている。下水道事業の方が、使用料の統一が結構大変だと思います。資料6ページの令和10年に改定するということを水道事業と合わせて広報するのですか。

〈事務局〉

そうですね、料金改定時期を水道事業と少しずらすことで、激変緩和に繋がると思います。また、水道事業と合わせて周知をしたいと考えております。

〈委員〉

料金改定時期は令和10年4月からでも良いのかと思います。水道事業と料金改定時期

を1年ずらすということですね。

〈委員〉

よろしいですか。細かい話で申し訳ないです。まず、資料5ページの(2)使用料の統一の中の「3つ」、「4つ」は、私は漢数字で教わったのですが、現在このような使い方をされていればそれでよろしいです。

あと(3)基本水量の廃止の「また、…」の文章の中で、「影響を鑑み」、とありますが、「鑑み」が副詞的な使い方で「…に鑑み」というような使い方をした記憶があります。資料3ページの中ほどに、同様に「負担の公平性に鑑み」とあり、このように使われるとの記憶がありますので、使い方を調べていただきたいと思います。

〈事務局〉

はい、わかりました。

〈委員〉

それから、資料5ページの最後の方の激変緩和措置については、非常に疑問を持たれる場合があると思います。議会に上程される場合、事務局としてはこの答申を受けたと議会に答弁されると思います。答申(案)に書いているのは「改定率が大きくなることから」だけで処理されていますが、この裏付けがあれば答申(案)に少し加えたらどうかと思います。

他の委員の方の意見をお聞きしてからで結構です。お願いします。

〈委員〉

そうですね、「改定率が大きくなることから」を踏まえると、こちらは資料7ページと資料8ページで現行と比べられますか。

〈事務局〉

現行は、農業集落排水事業の平和地区の100㎡以上では160円というものが、改定後は250円となり、相当な上がり幅になります。目安を入れるとするなら、月単位や、年間でこれくらい上がるというところを、言葉として入れてもよいとは思いますが。

〈委員〉

激変緩和措置について、2年間という期間は入れないのですか。

〈事務局〉

資料8ページの農業集落排水の表の欄外に、「令和12年9月30日まで」と書いております。

〈委員〉

農業集落排水事業の平和地区の501㎡以上で、30円激変緩和するということですか。

〈事務局〉

そうです。

〈委員〉

何か他にありませんか。

〈委員〉

よろしいですか。3点コメントです。

1点目は、資料5ページの統一のところで、あっさりと使用者の多い公共下水道を基本として統一することとなっていますが、もう少し、使用者が多い側に統一するだけではないということや、市民への様々な影響を考慮したということがわかるような文章にしていなければと思います。

2点目は、資料9ページの附帯意見で、(3)市民への説明ですが、まず料金改定について情報発信し、平時から上下水道事業についてしっかりと市民との対話に努めるとあります。料金改定も、発信するだけではいけないと思います。本文では、情報発信や市民との対話の二段に分けて書かれています。料金改定については理解が不可欠ですが、料金改定のところが情報発信だけと見られかねないと思いましたので、二段落目の「また…」からを普段からきちんとやらないといけないと思います。

特に料金改定の情報発信に努めることについて、稲沢市上下水道部から市民に一方的に出すだけではないというのがわかるような表現にしていなければと思います。

要は、理解が不可欠で、情報発信というのは、やはり一方向なので、どうやって理解をしていただくかというところを、書ける範囲で補足しておいていただきたいと思います。このため、表現を含めて検討いただければと思います。

3点目は、資料9ページの附帯意見で、要は(2)経営の効率化で、(4)令和14年度の料金改定について、先ほど委員からまた審議会を開催するのかという意見が出たが、実際には議会に対して毎年どういう状況でしたということをきちんと報告はされていると思います。

この附帯意見の中でも、毎年経営の状況や、料金収入がどうなのか、そういったことをしっかりとチェックをして、評価をして、それをしっかりと経営の効率化にも生かし、市民にも発信するとあります。

次の料金改定の基礎的な資料としていくというような、毎年経営状況をしっかりとチェックするということを、当たり前といえば当たり前のので、書くほどでもないとも言えなくはないですが、そういうことがわかるように、毎年やっていく中で、令和14年度に向けてどうなのかということを繋げていくというのが(4)だと思いますので、結構ばやけた言い方でこうしてほしいとかではありませんが、しっかりやるようにというのがわかるような文章にさせていただくとありがたいです。

〈委員〉

今、委員が言われたことに関して、稲沢市では、今回は料金改定があるので審議会を開催しますが、毎年こういう審議会や運営委員会を開催していますか。

〈事務局〉

経営に関しての審議会というものは立ち上げておりません。今回の審議会も、料金改定の答申までとなっております。また、現在、継続的に開催している審議会はないです。

〈委員〉

そのようなものを立ち上げる予定はありますか。私が参加している別のところでは、毎年予算と実際どうだったかというのを毎年 1 回だけですが開催しています。市民の方も入っていただいて皆さんで確認するという形で開催しており、そのまま恐らく議会の方へ報告されていると思います。人を呼ぶとお金がかかるため、予算の話になりますが、そのようなものがあればよいのではと思います。

〈事務局〉

そうですね、経常的に話し合いといいますか、言ってみればここでワークショップという書き方をしていますが、結局こちらから一方的に出すだけでなく、双方で会話して理解しようというような場が必要だという認識は当然ありますので、それに向けて何かしら検討しなければとは思っています。今、ここでこれをしますと言うところまで言えないですが、考え方としては、それが今後必要になってくると思っております。

〈委員〉

資料 9 ページの附帯意見 (4) について、例えば令和 9 年度の料金改定を検証しつつとありますが、そこに毎年経営状況や料金改定の状況などを確認、検証しつつとか、毎年きちんとやっていますというニュアンスの文章にしてほしいという意味合いで言いました。

〈事務局〉

そうですね。資料 9 ページの附帯意見 (4) にて、毎年経営状況や料金改定の状況などを確認、検証することを盛り込んだ表現で、次の段階に繋げるような見せ方の文章でよろしいでしょうか。

〈委員〉

はい、お願いします。

〈委員〉

資料 5 ページの激変緩和措置のところですが、先ほど 2 年ほどという数字が出たかと思いますが、表紙のところのページには何 1 つ載ってないです。先ほど資料 8 ページの表で令和 12 年 9 月 30 日までとあり、2 年ほどと読み取れると事務局から説明がありました。

これだけ重要な文章なのに、いわゆる人のその料金が変わる大きなことが答申書に載らないのはなぜですか。反対に答申書に書かれると 2 年というのに縛られると困るからですか。そのため、ここは少しあっさりなのかなと思います。この辺はどうですか。

〈事務局〉

縛られるといいますか、ここで答申いただけるようであれば、書かせていただいた方が今のご意見に沿うかなという思いもあります。この 2 年については、一旦事務局の方も案というところもありましたので、表には書かせていただいておりますが、文章に書いた方がはっきりしますので、入れさせていただければ入れさせていただこうかなと思います。

〈委員〉

はい、それでお願いします。

〈委員〉

他に何かご意見ありますでしょうか。それでは、また下水道事業につきましても、今いただいたご意見を参考にしながら文章を作り直していただければと思います。

〈事務局〉

確認だけよろしいでしょうか。

資料５ ページ（２）の使用料の統一というところで、算用数字を使っている３つの事業と４つの使用料体系のところを、漢数字ではないかということで、確認をいたします。

また、同じくその下の「使用者の多い公共下水道を基本として統一する」というところですが、表現をもう少し市民全体に納得するような説明文に作り直します。

（３）の基本水量の廃止のところで、「…を鑑み」とありますが、資料３ ページでは「…に鑑み」という表現をしていますので、確認して修正いたします。

（４）の料金改定については激変緩和措置のところに期間を２年と明記することや、改定率が大きくなるというだけではなく、率や金額などを反映して表を詳細にいたします。

後は、水道事業と同様に、料金表から現行を取るかどうかにつきましては、合わせて修正をします。

以上でよろしいでしょうか。

〈委員〉

あと、附帯意見のところについてもお願いします。

〈事務局〉

経営の効率化のところで、毎年チェックをするなどについて、検討して、記入します。

〈委員〉

同じように（４）にもその内容を入れておいてください。

〈事務局〉

はい。わかりました。

〈委員〉

よろしいでしょうか？事務局よろしいですか？

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

それでは皆様ありがとうございました。本日用意している議事については以上となります。

３ その他

・ 次回の審議会の日程調整。

４ 閉会